
プロジェクト 税効果会計
項目 本日の検討事項

本資料の目的

1. 第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日開催）及び第 30 回税効果会計専門委員会（2016 年 2 月 4 日開催）において、日本公認会計士協会（JICPA）が公表していた税効果会計に関する 5 本の実務指針の移管後に改めて対応すべきかどうか検討するとしていた論点のうち、第 393 回企業会計基準委員会（2018 年 9 月 27 日開催）において、次の 2 つの論点については、検討を進めることとされ、第 59 回税効果会計専門委員会（2018 年 12 月 14 日開催）では、下記(1)の論点について検討を開始した。
 - (1) 税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
 - (2) 100%子会社間での子会社株式等の売買に係る税効果
2. 第 59 回税効果会計専門委員会、第 60 回税効果会計専門委員会（2019 年 2 月 20 日開催）、第 61 回税効果会計専門委員会（2019 年 7 月 3 日）、第 62 回税効果会計専門委員会（2019 年 8 月 22 日）及び第 412 回企業会計基準委員会（2019 年 7 月 17 日）では、前項(1)の論点に関して、次の点について整理及び検討を行った。
 - (1) 当期税金費用及び繰延税金費用に関する現行の会計基準における取扱い（日本基準、国際財務報告基準（IFRS）、米国会計基準）
 - (2) 税金費用の計上区分に関する基本的な考え方
 - (3) 組替調整（リサイクリング）の取扱い
3. 本日は、税金費用の計上区分の検討について、第 412 回企業会計基準委員会で聞かれた意見を踏まえて会計処理の検討を行う（審議資料(2)-2）。
4. あわせて、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の改正文案について検討を行う（審議資料(2)-3）。
5. なお、第 412 回企業会計基準委員会及び第 62 回税効果会計専門委員会で聞かれた意見については、審議資料(2)-4 及び審議資料(2)-5 に記載している。

以 上